

扶養認定について

●収入・仕送り 扶養に加入する場合、次のような要件がありますのでご確認ください。

	要 件	ご留意事項
収 入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の収入見込みが、130万円/年*未満、108,334円/月*未満かつ、被保険者の収入の1/2未満であること ○ 収入額が、3か月とも108,334*円未満であること ○ 雇用契約上の収入額が、108,334円/月*未満であること ○ 季節的勤務(繁忙期)等、2~3か月の勤務であっても、月々の収入額にて判断(どの月においても、108,334円*未満であること) <p>※ 60歳以上、障がい者は180万円/年未満、150,000円/月未満</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税法上と異なり、健康保険では税金、経費等控除前の金額を収入とする ○ 1月~12月の累計収入額で見るのではなく、月々の収入を確認のうえ、今1年間の収入を見込み、認定基準内であるかを判断する
仕 送 り (別居の方)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定対象者の収入額以上の送金をしていること ○ 金融機関を介して送金していること(手渡し不可) ○ 毎月送金していること <p>【学生の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕送りについては、学費・住居費にかかるものを含む ・奨学金がある場合は、その種類、金額を確認できる書類を添付 	<p>【仕送りの証憑について】</p> <p><u>既に通金している方</u> 3か月分の仕送り実績の証憑</p> <p><u>新たに送金を始めた方</u> 2か月分の仕送り実績の証憑に加え、認定後、3か月分の仕送り証憑の提出</p>

●収入とは

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| ①給与収入(交通費・賞与・一時金を含む) | ⑥労災保険の休業(補償)給付、傷病(補償)年金、その他給付金、年金等 |
| ②雇用保険の失業給付 | ⑦利子・配当収入 |
| ③各種年金収入(老齢・遺族・障害等公的年金・企業年金・個人年金等) | ⑧雑収入(原稿料、印税、講演料等) |
| ④自営収入(経費控除前の「収入」) | ⑨その他継続性のある収入 |
| ⑤健康保険の傷病手当金、出産手当金 | |